

富士市議会議長 笠井 浩 様

富士市長 金指 祐樹
富士市教育長 太田 桂

文書質問について（回答）

令和 8 年 5 月 1 日付け富議第 1 2 号による文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1 「小学校の図書室等を夏休み期間中のクーリングシェルターとして開放してはどうか」について

現在、富士市では、まちづくりセンターや指定された店舗等、小学校の近隣にクーリングシェルターとして開放している施設があります。そこで、現行のクーリングシェルターが混雑するような状況が生じた場合には、改めて小学校の開放について検討します。

教育委員会といたしましては、学校はあくまでも児童生徒の教育の場として考えており、それ以外の理由で施設の開放が必要な場合には、関係機関と連携しながら対応していきます。

市内に 4 館ある児童館につきましては、こどもたちの居場所機能を担っており、夏休みでも涼しい環境を提供しています。これに加えて、館内において食事をとれるようにすることで、居場所機能を強化するとともに、栄養のある食事を十分に確保できないこどもの存在を認知した場合には、職員による見守り、声かけ等を行い、必要に応じて食事の提供や関係機関への情報提供などの支援を講じていきます。

- 2 「支援が必要なこどもの数は市内にどのくらい存在するのか」について

教育委員会においては、経済的な理由により就学援助を受給している人数は本年 4 月末現在で 1, 0 2 8 人であることを把握していますが、このうちこどもも食堂やフードパントリー等、食事の支援まで必要としている人数は把握していません。

- 3 「支援が必要なこどものために放課後児童クラブを夏休み中の拠点化することはできないか」について

放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」といいます。）は、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を実施する場所であり、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に対し、遊びの場や生活の場を提供することで、児童の健全育成を図っています。

本市では全ての小学校区に児童クラブを設置し、市が委託した事業者がサービスを提供しており、夏季休業など小学校の長期休業期間中においては、日曜日、祝日を除いて午前7時30分から午後6時まで開所しています。

児童クラブを利用するためには、事前登録をする必要があり、保護者の就労状況等の審査を行った上で入会決定をし、受益者負担として、入会金及び月額9千円の費用負担が生じます。

少子化が続く中、本市においても小学校の児童数は年々減少しておりますが、その一方で共働き家庭の増加などを背景に、児童クラブの利用登録児童数は増加しており、令和4年5月1日現在で2,680人だった利用登録児童数は、令和8年5月1日現在で3,246人となっています。

このうち、就学援助受給世帯など費用負担が困難な世帯等については、減免制度を設け、令和8年度は194人の児童が利用料減免の対象になっており、1人でも多くの児童を受け入れられるよう負担軽減策を講じています。

利用希望の増加に対応するため、市としても小学校の余裕教室等を活用するなど個別に対応しているところではありますが、時間帯により室内遊びで多くの児童が密集して過ごしている児童クラブも一部で見受けられています。

このような状況において、登録児童以外の児童を受け入れるためには、活動スペース及び支援員の確保や、受益者負担の公平性の確保などの課題が生じることに加え、児童の安全管理における責任の所在が不明確になるおそれがあることや、児童同士のトラブルなども懸念されます。

これらのことから、法に基づく事業の実施場所である児童クラブを、不特定多数のこどもの居場所として拠点化することは困難です。

しかしながら、夏休み期間における必要なカロリー摂取が困難なこどもを1人でも減らすことは行政としても課題であると捉えておりますので、引き続きこれまでと同様、支援が必要な家庭にも広く児童クラブを周知し、利用を促していきます。

4 「夏休み中に給食を食べられないこどもに食事を提供するため、母子家庭等対策総合支援事業費補助金を申請してはどうか」について

母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助メニューのうち、地域こどもの生活支援強化事業が、ご質問に対応している事業であり、本事業は、ひとり親家庭や低所得の子育て世帯のこども等をはじめとする多様かつ複合的な困難に直面しているこどもに対し、地域にある様々な場所の活用を促して、安全安心で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける事業です。

本市において、こども等に食事を提供している事業といたしましては、地域

でこどもが安価又は無料で食事をとることができる居場所として、地域住民やNPO等が主体となって運営しているこども食堂が、現在市内に20か所あり、週に1回から月に1回程度、継続して子どもたちにおいしい食事を提供しています。

今後、定期的を開催しているこども食堂において、開催日数等を増やすことが可能な団体を把握した上で、母子家庭等対策総合支援事業を活用するなどし、こども食堂の活動がより充実できるよう支援していく取組を検討していきます。

併せて、夏休みを迎えるに当たり、こども家庭課が既に関わっている生活困窮のご家庭に加え、支援が必要な子どもたちに対し、夏休み中、食事をとることができるこども食堂の情報等を、学校を通じてわかりやすく知らせていくとともに、保護者に対しても、市ウェブサイトに掲載するなど、こどもの居場所や食事支援に関わる情報を周知していく取組を行っていきます。